

■ 「長岡京市における路上喫煙等の被害の防止に関する指針の制定と喫煙施設の取り扱いについて（案）」
 に対する意見への回答【17人29件】

通し	意見の内容	意見（要約）	意見への回答
1	禁販 止売	コンビニエンスストアでのタバコ販売禁止から始めないと、何も変わらないです。欧米から見て、日本人は意識が低いと思われる光景をいつまで続けるのか。	現状、たばこは国が認めた合法の嗜好品であり、市が独自に販売禁止の措置を取 ることは考えておりません。今回の指針の制定により、喫煙者のマナー向上の啓 発に努めたいと思います。
2	区 域 に つ い て	阪急長岡天神駅から乙訓高校へ通じる道路部分を加えてほしい。塾に通う子や 高校生の通学路になっているが、たばこの自動販売機があり、また、通勤時間 帯に歩きたばこをする人をよく見かけるため。	阪急長岡天神駅から乙訓高校（及び長岡第四小学校）へ続く道は、駅と人の往 来という点で見ると、一定の混雑が見られます。特に乙訓高校（及び長岡第四小 学校）前は歩道が狭いこともあり、おおむね学校等の正門前まで、という基準で も区域を考えていることから、ご指摘の道路は今回の区域に含めてもよいと考 えます。
3		狭すぎるのもっと広げて下さい。西国街道を指定に加えるべきです。名所旧 跡が点在する観光地を繋ぐ歴史ある道です。立命館もあります。細い道のため、 被害防止の必要性が高いものです。違反者からは過料を徴収して下さい。	市の玄関口である駅と人の往来及びおおむね学校等の正門前まで、という基準 で区域設定していることから、ご指摘の道路を加えることは致しませんが、ご理 解いただきますようお願いいたします。過料のような罰則を設けるといったことは、 市民との丁寧な対話を経て判断すべき最終的な手段と考えておりますので、現段 階では予定しておりません。
4	乗 り 物 と 関 連 付 け た 状 況	路上喫煙の定義の中で、自動車の車内における行為を除外しているが、駐車中 に窓を開けている場合など、受動喫煙が発生するケースは考えられる。また、 自転車やバイクの場合は、より受動喫煙やポイ捨ての問題が発生しやすい状況 が考えられるので、路上喫煙に該当するとして明記すべき。走行中の行為につ いては、道路関係法令での禁止等の取り扱いについて紹介すべき。以上のよう に車両での喫煙については多様なケースを想定されたい。	自動車、バイクに乗っている場合の扱いについて説明した箇所ではありましたが が、ご指摘のとおり、こうした乗り物と関連付けた状況下においては、多様な ケースが考えられます。指針の趣旨は、望まない受動喫煙をはじめ、路上喫煙等 の被害を防止することですので、そのことが明確化されていれば、自動車、バイ クのみ限定して詳述する必要はないと考え、路上喫煙の定義の記述を簡潔な分 かりやすいものに変更し、臨機応変な対応ができるようにします。また、車の窓 からという状況を含め、火が付いている付いていないに関わらず、吸い殻を投げ 捨てるという行為は、今回の指針で言う「路上喫煙等の被害」に該当します。さ らに、「長岡京市まちをきれいにする条例」にも抵触する行為となりますので、 市民に対し改めて啓発活動を行います。
5		自動車車内で喫煙することを除くというのは理解できるが、信号待ち等で、窓 を開けて喫煙されると、煙が外に流れ出て不快に思うことがある。また、火が 付いたままの吸い殻を道路に投げ捨てる様を何度も見かける。このような行為 を規制することを考えてほしい。	
6		車内での喫煙も含めて下さい。車内であっても窓を開けて喫煙されると通行人 に受動喫煙が生じます。大阪府八尾市の条例のように窓開け車内喫煙は規制対 象として下さい。	

7	語句の補完	指針の1.目的の文章中の「火傷等」を「火傷・火災等」に。3.(2)市民等の役割の文章中の「火傷その他の被害」を「火傷・火災その他の被害」に。4.啓発重点区域の指定の文章中の「通学路や観光地への動線」を「通学路や観光地及び観光地への動線」にしてほしい。	1.目的の文章中の「火傷等」は「火傷・火災等」に修正します。3.(2)市民等の役割の文章中の「火傷その他の被害」についても、「火傷・火災その他の被害」に修正します。4.啓発重点区域の指定の文章中の「通学路や観光地への動線」の部分については、本市の観光地である八条ヶ池の東ベリまでを「路上喫煙被害防止啓発重点区域」としていることから、原案どおりとさせていただきます。確かに観光地においても、人が集まる場所であることから、管理者の権限により禁止されているか、禁止されていないか、喫煙者のマナーが極めて重要と言えます。今回は、市の玄関口である駅と人の往来及びおおむね学校等の正門前まで、という基準で区域設定していることから、ご理解いただきますようお願いいたします。
8		「子どもや妊婦」の他、喘息や化学物質過敏症の患者を明示し加えて下さい。タバコ煙への曝露により急性の健康障害が発生します。これは決して好む/好まないといった好みに関するものではありません。	例示を増やすことで文章が分かりやすくなることもあれば、例示が多すぎて文章が分かりにくくなることもあると考えます。「など」を付けた上で「健康影響の大きい方々」としていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
9		スーパーだけでなく、コンビニも加えて欲しい。	「スーパーなどの事業者」を「スーパーやコンビニなどの事業者」に修正します。
10		「マナー意識」という訳の分からない言葉は使わないで下さい。路上喫煙等による被害は他者への一方的加害なので、この防止は「行儀作法(マナー)」ではなく、社会規範であるべきです。	指針は公表し、市民等との共通理解の元、施策を進めていくものですので、使われ方として定着している「マナー」という言葉を用いています。
11	表現について	「喫煙者には路上喫煙等に際して、他者への思いやりを持った責任ある行動を求めていくことが重要である」とあるが、これは大きな誤りである。路上喫煙等による被害からの保護は、非喫煙者の権利である。この基本的人権の保護は、「他者への思いやり」といった道徳とは関係がない。最高裁判例にあるように喫煙の自由は制限に服しやすいためとされている。このことを喫煙者に理解させることが重要だ。	望まない受動喫煙など、路上喫煙等による被害はあってはならないと考えています。そのことは、まずは喫煙者が守るべきことと考えています。そのような意味で「喫煙者には路上喫煙等に際して、他者への思いやりを持った責任ある行動を求めていくことが重要である」としていましたが、「思いやり」と「責任」という言葉は、その意味の違いから、使い分けるべきと考えますので、表現を改めます。その上で「喫煙者が守るべきこと」としたいと思います。とはいえ、実態として、路上喫煙等による被害が起きている場合には、市民の健康や安全を守るため、喫煙者に対し一定の制約をお願いする、このような順序で考え、今回の指針制定に至りました。

12		<p>以前はコンビニやたばこ屋の店頭で灰皿があったので、ポイ捨ても気にならなかったが、撤去になってからは、隠れて吸う人やポイ捨てが目立ちます。0か100かの議論でなくすのではなく、特に人通りの多い場所では喫煙所を維持し、共存を図るべき。その際には地方たばこ税を活用すべき。非喫煙者からの目線や受動喫煙の対策については、パーテーションを活用したり、改正健康増進法に基づき煙の流れをコントロールすれば問題ないと考えます。</p>	<p>コンビニやたばこ屋といった民有地における喫煙所については、民間事業者様のご判断により撤去に至ったものと思います。とはいえ、今回の指針制定の趣旨を考えれば、望まない受動喫煙等の被害のおそれのある喫煙所がある場合には、そうした被害が発生しないよう、民間事業者様に改善を求めることはあり得ると考えています。</p> <p>一方、公有地における喫煙所については、財政負担と効果、また、コロナ禍で浮き彫りとなった感染症対策ということを考えると、密閉型の喫煙所の設置は困難と考えており、密閉型でないとなれば、煙の流れを考えると適地が不足していると言わざるを得ません。「路上喫煙被害防止啓発重点区域」外であれば、マナーを守って喫煙いただくことは問題ないことから、区域の内外を問わず、新規の追加設置は必要ないとの判断に至りました。</p> <p>また、たばこ税については、喫煙者の方が納めていただいた貴重な財源であると認識しております。現状、たばこ税は一般財源として各種公共サービスに有効に活用させていただいておりますことから、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>喫煙者のマナーの向上については、今回の指針の制定とセットで、啓発活動を行っていく予定です。</p> <p>市役所敷地内での喫煙所設置については、ご提言として承ります。</p> <p>本市としてもやはり全面禁煙や罰則を設けるといったことは、市民との丁寧な対話を経て判断すべき最終的な手段と考えております。喫煙者と非喫煙者との共存の形は、人により異なると思いますが、その理念は長岡京市としても理想としているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
13		<p>路上喫煙をしないことを守っていますが、JR長岡京駅周辺にはたばこが吸える所がありません。数箇所でもよいので喫煙できる場所が必要ではありませんか。マナーの悪い人達に好き勝手に吸われる方が問題が大きいのではないかと思います。</p>	
14		<p>長岡京市の喫煙に対する考え方は理解します。一人の喫煙者としてはJR長岡京駅西口にも公共の喫煙施設があれば、ポイ捨て・マナー違反の喫煙者は激減すると思う。また、阪急長岡天神駅周辺にも喫煙施設があればなおさらと考える。ただ、場所がないのであれば、今、長岡京市役所が建て替え工事をしていますが、敷地内に喫煙所があれば助かります。そうすることでタバコを吸わない人に対しても迷惑をかけないで済みます。</p>	
15		<p>阪急長岡天神駅を利用するが、駅の東階段下にポイ捨てしてある。喫煙所又は灰皿を設置するのはどうか。また、JR長岡京駅西口に喫煙所を作ってほしい。</p>	
16	喫煙所の設置	<p>現状、一部の喫煙者にて喫煙マナーが守られていないことは非常に残念であり、非喫煙者の方がより喫煙行為を嫌う理由にもなっていることと思います。こうした中、喫煙所の存在は喫煙者のマナー遵守にとっても必要不可欠であると考えています。喫煙場所が減少することが逆にマナー違反（非喫煙場所での喫煙行為、ポイ捨て）を増加させ、最終的に行きつく先が法による全面禁煙になってしまうことを危惧しています。現時点でも飲食店での喫煙禁止やスーパー・コンビニ等での喫煙場所の廃止により喫煙場所が大幅に減少しており、これ以上の削減は喫煙者にとって大きな負担になります。あくまで非喫煙者と喫煙者が共存できる環境構築を目指し、長岡京市がどこよりも先にこの環境を実現し、各市町村が長岡京市をモデルとして追従してくれることを願う。</p>	
17		<p>新たな喫煙所の設置は必要ないと決めつけておりますが、長岡京駅の東口は会社・工場といった施設が中心でほとんど行ったことがありません。一方西口は長岡天満宮や阪急長岡天神駅に通じることもあり商店や住宅が中心の言わば長岡京市の中心地だと思います。そのような中心地に喫煙所がないのはなんとも不便です。西口はバンビオ広場もあり決して狭隘な空間だとは思えません。昔は駅の線路際に喫煙所がありました。いつの間にか撤去されましたが、ぜひ再考のうえ西口に喫煙所の設置をよろしく願います。</p>	
18		<p>個人の自由の範疇を認めながら、吸える場所を抑制するのは平等ではなく、市内1箇所だけの喫煙施設だけではなく、人の動線から離れたエリアに複数箇所設置することにより、危惧される非喫煙者への配慮がより担保されるのではないのでしょうか。喫煙者のみに非喫煙者を守る義務を負わせるのではなく、行政から複数箇所の喫煙の場の提供についても、検討願いたいと思います。</p>	<p>たばこは国が認めた合法の嗜好品であり、喫煙行為自体は個人の自由の範疇であると言えます。しかし一方で、駅前等の人が集まりやすい場所においては、望まない受動喫煙が発生するリスクが高いと言わざるを得ず、公共の福祉のため、やむなく一定の制約をお願いしています。喫煙所の新規追加設置については、財政負担と効果、また、コロナ禍で浮き彫りとなった感染症対策ということを考えると、密閉型の喫煙所の設置は困難と考えており、密閉型でないとなれば、煙の流れを考えると適地が不足していると言わざるを得ません。「路上喫煙被害防止啓発重点区域」外であれば、マナーを守って喫煙いただくことは問題ありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

19	表現・喫煙所の設置・指針の対象となるたばこ	<p>①「被害」の文言の削除を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙行為自体が問題視され、喫煙者の排除等につながることを危惧する ・マナーを守って吸われている方にも配慮された指針名称とされたい <p>②「受動喫煙」の文言の削除を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙はたばこを吸われない方の慢性疾患の原因であるという主張については、科学的に説得力のある形では示されていない ・本案を審議している生活環境審議会での事務局側の発言として「受動喫煙はあくまで屋内の建物に対すること」とある。 <p>③「新たに喫煙所を追加設置する必要はない」と結論付けているが、喫煙所整備の可能性を残す表現に変更されたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法の施行に伴い、屋内での喫煙規制が厳しくなり、屋外喫煙所の必要性が高まっている ・喫煙所には環境美化やマナーを啓発する役割もある ・火傷等を防ぐことにも言及されており、(喫煙所のない) JR長岡京駅西側の啓発重点区域が広く、利用者も多いことを考慮すべき <p>④加熱式たばこは本指針の対象外とするべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法において、他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして、紙巻たばことは異なる措置がとられている ・加熱式たばこは火を使わないため、火傷の危険はない ・灰が出ないことから、環境美化意識の向上につながる <p>⑤啓発重点区域の指定にあたっては、身体及び財産への被害が発生し得るような人口が密集する区域を十分に検証されたい。その上で、適切な位置、広さ、数の喫煙所の設置を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的にマナーを啓発することができる ・たばこのポイ捨て防止に効果的 	<p>①ご指摘の趣旨は理解します。しかしながら、あくまでも今回防止しようとしているのは、喫煙行為そのものではなく、一部のマナーを守らない喫煙者の行為に起因する被害であることから、このような表現になっていますことをご理解願います。</p> <p>②改正健康増進法に「望まない受動喫煙が生じないように」との定めがある以上、屋内・屋外を問わず、望まない受動喫煙自体は防ぐべきこととして認識しています。審議会での事務局の発言は、市ホームページに掲載しています議事録をお読みになられたものと認識しています。「受動喫煙はあくまで屋内の建物に対すること」との文言は確かに出てきますが、議事の前後の流れを見ていただくと、後に既設屋外喫煙所に言及していることから分かるように、「(喫煙スペースについて、法律で制限事項を設けている) 受動喫煙はあくまで屋内の建物に対すること」との趣旨です。改正健康増進法では、屋外の喫煙所に対する制限事項は設けられておりませんが、前述のとおり、望まない受動喫煙自体は防ぐべきこととして認識しています。</p> <p>③「路上喫煙被害防止啓発重点区域」外であれば、マナーを守って喫煙いただくことは問題ないことから、区域の内外を問わず、新規の追加設置は必要ないとの判断に至りました。何事も未来永劫とまでは言えないかと思いますが、現時点では必要ないとの判断をしています。</p> <p>④加熱式たばこが、他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして、紙巻たばことは異なる措置がとられていることは認識しています。異なる措置とはいえ、改正健康増進法において一定の制限を課されている状況に鑑み、今回の指針の対象に含めるとの判断に至りました。</p> <p>⑤「路上喫煙被害防止啓発重点区域」の設定にあたっては、個々の道路にそれぞれ特有の事情があり、基準をどう設定するかに変苦慮しています。最終的には総合的な判断に基づき区域を設定しますことから、ご理解いただきますようお願いいたします。喫煙所の設置については、前述のとおり、「路上喫煙被害防止啓発重点区域」外であれば、マナーを守って喫煙いただくことは問題ないことから、区域の内外を問わず、新規の追加設置は必要ないとの判断に至りました。</p>
20	区域・その他	<p>①既存の喫煙所の継続的な設置を望む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の喫煙所により喫煙マナーの向上、吸い殻のポイ捨て防止に大きく寄与していると考え ・喫煙所(マナースポット)は効率的に喫煙者へメッセージを発信できる場所 <p>②区域周辺に可能な限り「動線を外した」「決められた場所」「パーテーション等で明確に区画化する」喫煙所を設置してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者を誘導しやすくなり、たばこを吸われない方にも配慮できることになる <p>③たばこ税を活用した喫煙所の整備について検討いただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢で零細なまちのたばこ店が、毎日1個1個のたばこを店頭で販売することで行政の収入が確保されており、令和元年度には、たばこの販売を通じて、長岡京市に3.5億円を超える地方たばこ税が一般財源として納付され、長岡京市の財政に寄与・貢献している。 ・たばこ以外の大きな商品を扱えないような体力に不安のある高齢な店主が多く、たばこに関する規制が過度なものとなれば死活問題 	<p>①現状からの悪化を危惧するため、今あるものの撤去には慎重にならざるを得ません。今回の指針の制定により、改善の状況を見極めつつ存否を判断していくことも可能と考えます。一方で、現状の施設の状態ではよくないとの意見を、他方でもいただいていることから、今後の駅前の改修事業の中で、対応を判断して参ります。</p> <p>②「路上喫煙被害防止啓発重点区域」外であれば、マナーを守って喫煙いただくことは問題ないことから、区域の内外を問わず、新規の追加設置は必要ないとの判断に至りました。</p> <p>③たばこ税については、喫煙者の方が納めていただいた貴重な財源であり、たばこの販売のため、販売店の皆さまが日々、経営のご努力をされておられる結果であるとも認識しており、敬意とともに感謝申し上げます。現状、たばこ税は一般財源として各種公共サービスに有効に活用させていただいておりますことから、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

21	喫煙所は不要	<p>喫煙所は必要でない。速やかに撤去すべきです。理由は</p> <p>(1)路上・歩道を含め、公共の場では喫煙すべきでない。喫煙可能な飲食店や有料の喫煙所が少なからずあるのだから、喫煙者はそこを利用すれば良い。</p> <p>(2)行政が公費を使って、無料の喫煙所をわざわざ作る必要はない。喫煙所からは煙は漏れざるを得ないし、受動喫煙の危害の発生源となり、周りの人の健康を損なうものなので、喫煙者のために用意する責務はない。</p> <p>(3)このような場所では喫煙すべきでないことを、啓発し、周知徹底していただきたい。この施策は、喫煙者のために禁煙を促す結果ともなる善策です。</p> <p>(4)コロナ禍対策としても、三密が必至で、感染リスクのある喫煙所は撤去すべきで、今後とも「喫煙所自体は不必要」との考えに切り替えるべきです。</p>	<p>現状からの悪化を危惧するため、今あるものの撤去には慎重にならざるを得ません。今回の指針の制定により、改善の状況を見極めつつ存否を判断していくことも可能と考えます。一方で、現状の施設の状態ではよくないとの意見を、他方でもいただいていることから、今後の駅前の改修事業の中で、対応を判断して参ります。いずれにしても、今回の指針の制定と併せ、喫煙者のマナー向上の啓発に努めたいと思います。</p>
22		<p>このJT寄贈の受動喫煙所も撤去すべき。周囲に受動喫煙を生じさせている。健発1109第6号に示される技術的水準を何ら満たすものではない。</p>	
23		<p>「新たに喫煙所を追加設置する必要はない」のはその通りだ。家で喫煙すればよいのだし、外で喫煙したければ喫煙者が自前で土地を用意して、自前で受動喫煙のない設備を建設し、自前で運営すればよい話である。何も市がタバコ産業に土地を用意して喫煙所を運営する必要などない。タバコ税収入は喫煙所の運営に当てるべきではない。タバコを原因とする疾患による超過医療費で相殺されているからだ。</p>	<p>意見公募資料でお示ししたとおり、新たに喫煙所を追加設置することは考えておりません。</p>
24	効果検証の方法	<p>効果を検証し、改善の状況を見極めるとあるが、現状をどのように把握しているのか、どのくらいの期間かけて検証するのか、どのような状況になれば改善とみるのか、公表してください。さらなる取り組みの必要性の検討とあるが、時間をかけるだけで何もしないのではないかと感じられる。</p>	<p>客観的に数値化しているわけではありませんが、ポイ捨ての状況、歩きたばこの状況、市に寄せられる相談等の状況を把握しています。検証期間については今のところ定める予定はありません。今回の指針制定のねらいは、喫煙者のマナー向上はもちろんですが、喫煙に起因する問題に対する市民の意見の醸成でもありません。市役所職員が状況の変化を判断することもあり得ますが、市民の声の高まりなどがあれば、その段階で政策を次の段階に移すことはあり得ると考えます。以上のように客観的に指標を設定することが困難なことから判断基準などを公表することは予定していません。</p>

25	罰則付き条例	指針を定めることで、市民の意識向上に寄与するなんて、本気で考えているのでしょうか。市民から意見・苦情が寄せられているから、指針でも作って、「やってますよ」という姿勢を見せておこうかという態度が見え見えです。罰則付きの条例を策定するという本気度を見せてください。	指針を定めるだけでは、市民の意識向上に寄与することは困難と考えますので、併せて啓発活動を行う予定です。罰則付きの条例となると、市民等への制約も大きなものとなりますので、一足飛びにそこまで行うことには慎重にならざるを得ません。マナーを守って喫煙されている方が大半であるとの前提に立っていますので、まずは指針という形で働きかけを行っていかうとするものです。
26	三次喫煙	目的に受動喫煙が入っているのは非常によいと思います。路上喫煙による副流煙や呼出煙により周囲の者に受動喫煙が生じています。この防止は非常に重要です。これに三次喫煙も加えて下さい。駅前での喫煙後、電車に乗り込まれると残留物質により周囲に受動喫煙が生じます。これも防止してもらいたいと思います。	三次喫煙のリスクについて、一定の学説があることは承知しています。しかしながら、それに対し実効性のある規制を設けることは、現時点では困難と言わざるを得ません。科学的知見の蓄積と市民、引いては国民の理解促進が待たれます。
27	加熱式たばこ	加熱式タバコを含めて下さい。加熱式タバコであっても周囲に受動喫煙が生じます。これは人間の呼吸器には解剖学的死腔という空間が存在し、肺まで到達せず、この空間から体外へと排出されるタバコ煙には有害物質が多く含まれるからです。	「加熱式たばこ」は、たばこ事業法における喫煙用の「製造たばこ」に該当しますので、既に指針の対象として含めています。
28	禁煙支援	市による禁煙支援についても言及すべきである。喫煙者の半数以上がタバコを止めたいか又は本数を減らしたいと考えている(厚生労働省「国民健康・栄養調査」)。これを支援することは、路上喫煙等を減らすことになるので、当然、被害の防止にも有効である。	路上喫煙等の被害の防止や喫煙施設の取り扱いに関することについての審議の中では、喫煙行為は個人の意思によって行われているものであることから、禁煙支援について言及することは考えておりません。しかしながら、喫煙は、肺がんやCOPD(慢性閉塞性肺疾患)、心疾患をはじめ、様々な病気のリスクを高めることが解っていることから、疾病のリスクを減らすことは市民の健康にとって重要な事と考えており、健康づくり活動の中で禁煙の働きかけを行ってまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。
29	喫煙場の可明とする	他者への思いやりを持った責任ある行動を持てるのであれば、迷惑にならない場所では携帯灰皿での利用は可能と明記頂きたい。喫煙者は今となれば少数意見者となり、一部の喫煙者のマナーの悪さからの指針であればいい迷惑。	「路上喫煙被害防止啓発重点区域」外においては、元々「長岡京市まちをきれいにする条例」により、携帯灰皿を持つての喫煙は可能とされていることから、望まない受動喫煙に配慮するなどマナーを守っていただいての喫煙は問題ありません。当該区域内においては、携帯灰皿を持つていたとしても、喫煙をご遠慮いただきたいと思います。